

三田市介護保険施設等事業者選考委員会 例規

○三田市附属機関の設置に関する条例(抜粋)

平成21年3月26日条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	三田市介護保険施設等事業者選考委員会	三田市介護保険事業計画に基づき市が公募する介護保険施設に係る事業者及び地域密着型サービス事業者の審査及び選考に関する事項についての調査審議	7人以内	2年

(委員構成)

第2条の2 前条に規定する附属機関の委員は、当該附属機関の担当事務等を勘案して次に掲げる者のうちから執行機関が選任することができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 市政参加条例第11条又は第12条に規定する者
- (3) 執行機関が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、前条の表に定めるとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、他に条例で定めるものを除き、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

○三田市介護保険施設等事業者選考委員会規則

平成22年3月29日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第5条の規定に基づき三田市介護保険施設等事業者選考委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、会議の出席は、委任状をもってこれに代えることができる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる委員会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。